

国民健康保険限度額適用認定証の交付を受けた人へ

- ✦ 資格確認書にこの証を添え当月中に必ず医療機関や薬局等の窓口に提示してください。
- ✦ 柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。

自己負担限度額について

この証を提示すると、支払いが下記の限度額までとなります。

所得区分		区分	過去12ヶ月で3回目までの限度額	4回目以降※2	年間上限
70歳未満の人	旧ただし書所得※1 901万円超の世帯	ア	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%	140,100円	1,680,000円
	旧ただし書所得※1 600万円超901万円 以下の世帯	イ	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%	93,000円	1,110,000円
	旧ただし書所得※1 210万円超600万円 以下の世帯	ウ	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%	44,400円	530,000円
	旧ただし書所得※1 210万円以下の世帯	エ	61,500円	44,400円	530,000円※4
	住民税非課税世帯 (世帯主及び加入者 全員が非課税の世帯)	オ	36,900円	24,600円	290,000円
所得区分		区分	個人単位（外来）	世帯単位 (外来+入院)	年間上限 世帯単位 (外来+入院)
70歳以上の人	課税標準額690万円 以上の世帯	現役並Ⅲ	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 4回目以降は140,100円		1,680,000円
	課税標準額380万円以上 690万円未満の世帯	現役並Ⅱ	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 4回目以降は93,000円		1,110,000円
	課税標準額145万円以上 380万円未満の世帯	現役並Ⅰ	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 4回目以降は44,400円		530,000円
	一般 (2割負担者で住民税課税世帯)		22,000円 (外来年間上限216,000円)	61,500円 4回目以降は 44,400円	530,000円※4
	住民税非課税世帯 (世帯主及び加入者全 員が非課税の世帯)	低Ⅱ	11,000円 (外来年間上限96,000円)	25,700円 4回目以降は 24,600円	290,000円
		低Ⅰ ※3	8,000円	15,700円	180,000円

※1：総収入から給与・年金所得控除額、必要経費等を控除した総所得金額等から基礎控除額(43万円)を控除した金額。

※2：診療月より過去12ヶ月以内に高額療養費に該当する月が3回以上あり、受診される医療機関が多数該当の限度額の適用が可能な場合。70歳以上の「一般」および「住民税非課税世帯」の外来のみでの該当月は含みません。

※3：世帯主及び加入者全員が非課税で、なおかつ総収入から給与所得控除額、必要経費等を控除した総所得金額等が0円の世帯。ただし、年金収入の場合は年金収入から82.65万円を控除した額、給与所得の場合は給与所得金額から10万円を控除した額で判定。

※4：年収約200万円未満であることが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いにより支給。

この認定証を使って支払う金額（自己負担額）について

①月の1日から末日まで（1か月ごと）の合計額です。

②受診者が異なる場合、複数の医療機関や薬局にかかった場合、同一医療機関でも外来と入院にかかった場合（医科・歯科も別）は、別々に計算し、それぞれに自己負担限度額までを支払うこととなります。

なお、自己負担額を同月内に複数支払った場合は、それら（70歳未満の人は2万1千円以上のもの同士に限る）を合算し、その合算額が限度額を超えていると、診療月の約3・4か月後に高額療養費に関する通知を送付し、超えた額を支給します。

③入院時の食事代やその他の保険のきかないもの（差額ベッド代等）は含まれません。

入院時の食事にかかる一部負担額について

	所得区分	1食あたり
課税世帯	ア、イ、ウ、エまたは課税世帯の高齢受給者	550円
住民税 非課税 世帯	オまたは低Ⅱ（過去1年間で90日までの入院分）	270円
	オまたは低Ⅱ（過去1年間で91日目以降の入院分） ※5	220円
	低Ⅰ（入院日数に関わらず）	130円

※5：上記は1食あたりの金額です。また、65歳以上の人が療養病床に入院したときは、食費と居住費として、別に定められた金額が請求されます。

入院日数が90日を超えた場合（適用区分「オ」または「低Ⅱ」の人のみ）

入院日数（減額対象者としての入院日数に限る）が90日を超えた場合※6、下記のものを持参して再度申請してください。

申請した月の翌月1日から有効となる長期該当減額認定証を交付し、91日目からその月の末までの分は国民健康保険から還付します。（なお、食事にかかる一部負担額を支払った翌日から2年を経過すると時効となり還付できません。）

【持ちもの】

- ①標準負担額減額認定証（この認定証） ③世帯主名義の振込先がわかるもの
- ②国民健康保険資格確認書 ④入院日数が90日を超えることが確認できる領収書
- ⑤別世帯の人が申請する場合、世帯主からの委任状と来庁者の本人確認できるものが必要です。

※6：計算方法は、診療月から過去1年間の入院日数の合計です。減額対象者であれば、国民健康保険加入期間外（社保など）の入院日数も含むことができますが、そのことが確認できるものを提出してください。

有効期限について

令和9年7月31日まで有効です。75歳になる人は、誕生日の前日までが有効期限になります。70歳になる人は、70歳になる月の末日（1日生まれの人は前月末）が有効期限になります。それ以降、低Ⅰ、低Ⅱ、現役並Ⅰ、現役並Ⅱに該当する人は再度申請が必要です（一般、現役並Ⅲに該当する人は資格確認書で確認）。

こんなとき、この認定証は返却してください

- ①和泉市国民健康保険の被保険者ではなくなったとき
 - ②所得の修正申告をしたとき（再度申請が必要です）
- 誤って使用された場合、医療費返還の請求をする場合がありますので、ご注意ください。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証（保険証利用登録の済んだマイナンバーカード）を利用することで、事前の手続きなく、支払いが限度額までとなります。

限度額適用認定証等の申請は不要ですので、ぜひご利用ください（一部、申請が必要な人がいます）。

限度額適用認定証の
オンラインでの申請はこちら



マイナ保険証の利用登録
はこちら



お問い合わせ
和泉市 保険年金室
国民健康保険担当 資格給付グループ
TEL 0725-99-8128（直通）